

## **【事案Ⅳ－２】車両共済金および代車費用共済金請求**

・平成 29 年 11 月 14 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

申立人の所有する自動車の走行中に飛来物により車両に損害が生じたこと（以下、「本件事故」という。）を理由として、車両共済金及び車両諸費用保障特約における代車費用共済金の請求をしたところ、被申立人らがそれら共済金を支払わなかったため、その支払を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

被申立人らは、自動車共済の車両条項に基づき、事故による車両修理代金 25 万 7,072 円、車両費用保障特約の代車費用共済金 21 万円、代車費用として実際に申立人が支払った 28 万円との差額 7 万円、及びそれらに遅延損害金を加えて支払え、との判断を求める。

- (1) 本件車両に残された本件車両右前部の各損傷及び本件車両フロントガラスの損傷は、事故現場付近を時速 40 キロメートルで走行中に突風により飛来したビニール傘との衝突により本件車両右前部の各損傷が生じ、また、飛来した小石等によって本件車両フロントガラスの損傷が生じた。

### **<共済団体の主張>**

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 本件車両の損傷のうち、本件車両右前部の各損傷は、傘との接触によって発生したとは考えられない損傷であると主張し、また、本件車両フロントガラスの損傷についても傘によるものとは考えられないこと、傘以外の飛来物についても申立人において特定できていないことや、そもそも時速 40 キロメートル程度の公道走行では何かがぶつかっても本件車両フロントガラスの損傷のような小さな抉れた傷にはならないと主張した。なお、あわせて、本件事故当時の天候は、本件車両が時速 40 キロメートル程度で走行中に突風と関知できるほどの風速ではなかった。

### **<裁定の概要>**

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面にに基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

#### 1. 本件車両に残された右前部の各損傷について

- (1) 本件車両に残された右前部の各損傷が本件事故によって発生したか否かを判断するために、本件事故当時の天候について確認すると、本件事故が発生したとされる事故現場付近でのデータがないものの、突風として関知できるほどの風速の風が吹

いていたと明確に認めることのできる証拠もないと言わざるを得ない。

- (2) つぎに、飛来した傘（ビニール傘）との衝突によって本件車両右前部の各損傷が生じるかについては、FRP がその強度の点でビニール傘を構成する金属部分よりも強靱であることは広く知られた事実であることからすると、その接触によって、「割れ」が生じることは経験則上考えがたく、むしろ被申立人らの主張するように「線状痕」を生じるのではないかと考えられる。しかし、申立人及び被申立人らの双方に争いのない本件車両右前部の各損傷は、「線状痕」ではなく、この点からすると、申立人の主張するように、本件車両右前部の各損傷が本件事故によって発生したと明確に認めることはできない。

## 2. 本件車両フロントガラスの損傷について

- (1) その損傷の形状が「小さく抉れたような傷」であることから、本件フロントガラスに相当程度の衝撃があったために生じたものと考えられる。しかし、本件車両フロントガラスの損傷が発生した場所である事故現場付近では、突風として関知できるほどの風速の風が吹いていたと明確に認めることのできる証拠もなく、また、前走車による飛び石があったのであればともかく、申立人はそのような主張立証を行っているわけでもない。さらに、申立人は、本件事故が発生したとする現場付近の公道を時速 40 キロメートル程度で走行していたにすぎず、申立人の主張する「小石よりも小さい飛来物」が本件車両フロントガラスと衝突しても、本件車両フロントガラスの損傷の形状のような「小さな抉れたような傷」を生じるような相当程度の衝撃を与えることは困難であると考えられる。以上からすると、本件車両フロントガラスの損傷が「小石よりも小さい飛来物」との衝突によって生じたとする申立人の主張は、明確な根拠を欠くものといわざるを得ない。
- (2) 以上を総合すると、本件車両に残された本件車両右前部の各損傷及び本件車両フロントガラスの損傷が本件事故により発生したとする申立人の主張は根拠を欠き、認められない。